

船舶事故調査報告書

令和5年10月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

| | |
|---|---|
| 事故種類 | 乗船者死亡 |
| 発生日時 | 不明（令和5年5月17日 08時30分ごろ～19日 04時57分ごろの間）（医師による死亡推定時刻：17日 09時00分ごろ） |
| 発生場所 | 不明（石川県能登町 ^{のと} 松波漁港 ^{まつなみ} 東方沖） |
| 事故の概要 | 手漕ぎボート（船名なし）は、さざえ漁を行う目的で出発したのち、乗船者が落水して溺死した。 |
| 事故調査の経過 | 令和5年5月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 手漕ぎボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約3.55m×約1.14m×約0.41m、不詳 機関なし、不詳 |
| 乗組員等に関する情報 | 乗船者 74歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年7月11日 免許証交付日 令和元年9月24日 (令和7年7月6日まで有効) |
| 死傷者等 | 死亡 1人（乗船者） |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、水温 約16℃ |
| 事故の経過 | 本船は、乗船者が1人で乗船し、令和5年5月17日07時00分ごろ能登町 ^{のと} 布浦の砂浜（以下「本件砂浜」という。）を出発した。 僚船の船長（以下「僚船船長A」という。）は、08時30分ごろ乗船者が松波漁港東方沖の防波堤付近でさざえ漁を行っているところを目撃した。 乗船者の親族は、19時45分ごろ本件砂浜付近を通り掛かった際、日が暮れているにもかかわらず乗船者の自転車が停まっていた、本船が本件砂浜に帰ってきていないことに気付き、そのことを乗船者 |

| | |
|---|--|
| | <p>の家族に連絡した。</p> <p>乗船者の家族は、乗船者の携帯電話に電話をかけたところ、電波が届かない旨のアナウンスが流れて繋がらなかったため、乗船者の所属する漁業協同組合に、その状況を知らせた。</p> <p>漁業協同組合の担当者は、所属の僚船に捜索を依頼するとともに、20時40分ごろ海上保安庁に本船が戻っていないことを通報した。</p> <p>本船は、海上保安庁の巡視艇及び航空機並びに僚船による捜索が行われたが発見されず、19日04時57分ごろ操業の目的で出航した僚船の船長（以下「僚船船長B」という。）により、松波漁港南東方沖で無人の状態に漂流しているところを発見され、僚船船長Bの漁船により本件砂浜へえい航された。</p> <p>本船は、損傷や他船と衝突したような痕跡が認められず、箱眼鏡などの漁具や漁獲物が船上に残されていた。</p> <p>乗船者は、09時37分ごろ海上保安庁の巡視艇により、松波漁港北東方沖でうつ伏せの状態に漂流しているところを発見され、医師により死因が短時間の溺水による窒息、死亡推定時刻が17日09時00分ごろと検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本事故後の本船 参照）</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>乗船者は、長袖の上着、長ズボン、胴付のカップのズボン及び固型式の救命胴衣を着用し、防水パックに入れられていない非防水型の携帯電話をネックストラップで首に掛けた状態で発見された。</p> <p>乗船者の家族及び乗船者と同じ漁を行う僚船の船長（以下「僚船船長C」という。）によれば、乗船者は、口でくわえた箱眼鏡で海底をのぞき込み、先端に網の付いた竿で海底のさざえを採取する採介藻漁業の経験が約20年あり、いつも松波漁港東方沖の防波堤付近でさざえ漁を行っていた。</p> <p>本船は、甲板上から舷縁頂部までの高さが約30cmであった。</p> <p>僚船船長C及び漁業協同組合の担当者は、本事故後、本船に損傷等は認められず、また、箱眼鏡などの漁具が船上に残されていたので、乗船者が、甲板上で立ち上がって作業等をしていた際に体勢を崩して落水したのではないかと思った。</p> <p>乗船者の家族によれば、乗船者は、泳ぐことができ、本事故発生前日の健康状態に問題はなさそうで、ふだんと変わった様子もなかった。</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>乗船者の死因は、短時間の溺水による窒息であった。</p> <p>乗船者は、5月17日08時30分ごろ松波漁港東方沖の防波堤付</p> |

| | |
|--------------|--|
| | <p>近でさざえ漁を行っているところを僚船船長Aに目撃された後、19日04時57分ごろ本船が松波漁港南東方沖で無人の状態に漂流しているところを僚船船長Bに発見され、医師により死亡推定時刻が17日09時00分ごろと検案されたことから、17日09時00分ごろ落水して短時間で溺死したものと考えられる。</p> <p>乗船者は、本船に損傷等が認められず、また、箱眼鏡などの漁具が船上に残っていたことから、甲板上で立ち上がって作業等をしていた際に体勢を崩して落水した可能性があると考えられるが、落水を目撃した者がおらず、落水に至る状況を明らかにすることはできなかった。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、本船が、本件砂浜を出発した後、乗船者が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手漕ぎボートは、舷縁が低く立ち上がって作業をすると体勢を崩しやすいので、乗船者は、落水しないように姿勢を低くするなど安定した姿勢で作業を行うこと。 ・手漕ぎボートの乗船者は、落水した際の連絡手段を確保できるよう、防水型又は防水パックに入れた携帯電話を携行すること。 |

付図1 事故発生場所概略図

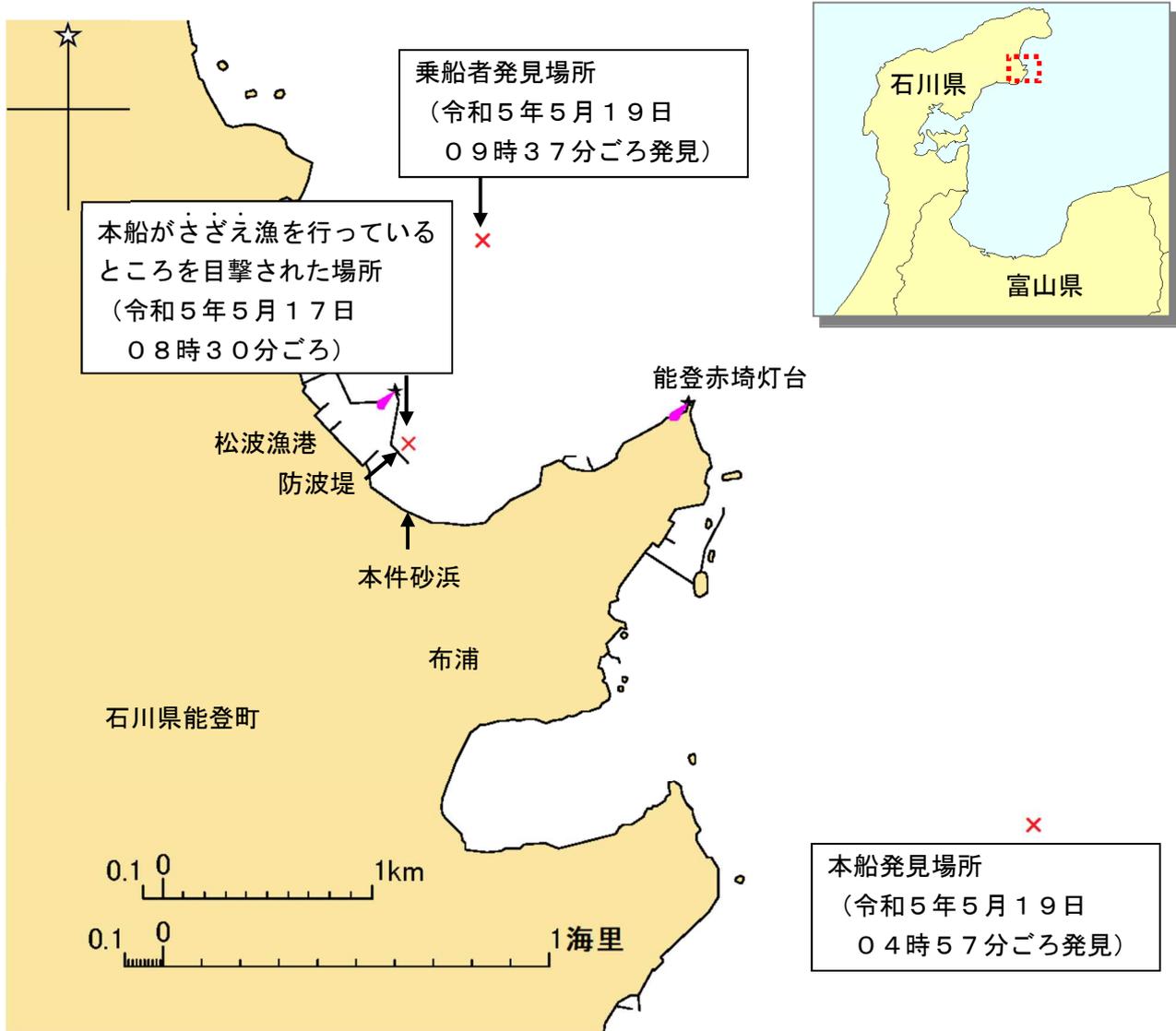


写真1 本事故後の本船

